

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、熊本県漁業調整規則（令和 2 年熊本県規則第 51 号）第 4 条第 21 号に規定するかご漁業ふぐかご漁業につき、熊本県漁業調整規則第 11 条第 1 項各号に掲げる事項に関する制限措置を次のように定める。

令和 2 年（2020 年）12 月 1 日

熊本県知事 蒲島 郁夫

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

漁業名称	漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	漁業を営む者の資格
かご漁業	ふぐかご漁業	別記 1 のとおり	別記 1 のとおり	20 トン未満で許可証に記載されている総トン数	許可証に記載されている馬力数	1 天草市牛深町、牛深町 又は住所を有する者  2 熊本県の漁船登録を受けた漁船の所有者又は使用者

2 許可等をすべき船舶の数

0

3 許可又は起業の認可を申請すべき期間

定めなし

別記 1  
 操業区域

ただし、次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、アを順次に結んだ線によって囲まれた区域以外の共同漁業権漁場内及び左欄の期間中右欄の区域を除く。

基点 1 熊本県漁場基点天第 440 号（天草郡苓北町（以下、「苓北町」という）富岡四季咲岬灯台）

基点 2 熊本県漁場基点天第 135 号（苓北町富岡四季咲岬西端）

基点 3 熊本県漁場基点天第 137 号（苓北町と天草市天草町（以下、「天草町」という）との海岸線における境界）

ア 基点 1 と、苓北町都呂々港南側防波堤突端を見通した線から基点 1 を基点として右へ 17 度、3,120 メートルのところ

イ 苓北町志岐と同町都呂々との海岸線における境界と基点 2 を見通した線から志岐と都呂々との境界を基点として右へ 320 度 10 分、1,800 メートルのところ

ウ 基点 3 と基点 2 を見通した線から基点 3 を基点として右へ 311 度 48 分、1,800 メートルのところ

エ 天草町下田鬼海ヶ浦展望台中央から恐し瀬頂点を見通した線上、恐し瀬頂点から 1,800 メートルのところ

オ 天草町下田と同町高浜との境界大平岩から最大干潮時オガミ瀬南西端を見通した線上 1,800 メートルのところ

カ 天草町大江と同町高浜との海岸線における境界から同町大ヶ瀬（魚見瀬）頂点を見通した線上 1,800 メートルのところ

キ 天草町高浜灯台と天草町下大瀬頂点を見通した線から高浜灯台を基点として右へ 39 度 30 分、2,450 メートルのところ

ク 基点 3 と基点 2 を見通した線から基点 3 を基点として右へ 311 度 48 分、2,800 メートルのところ

期間	区域
10 月 1 日 から 翌年 5 月 31 日 まで	次の各点を順次に結んだ直線と熊本県天草市河浦町（以下、「河浦町」という）権現山山頂から、同町オチウド山（谷の中央）を見通した線と海岸線とによって囲まれた区域 ア 苓北町都呂々と天草町下田との海岸線における境界点 イ アの点から真方位 312 度、1,800 メートルのところ ウ イの点から真西の線と長崎県西海市大立島灯台から真南の線との交点 エ 大立島灯台真南の線と長崎県五島市黄島南端と同県長崎市樺島南端を結んだ線との交点 オ 黄島南端と樺島南端を結んだ線と長崎県西海市平島西端から真南の線との交点 カ 平島西端から真南の線と河浦町権現山山頂から同町オチウド山（谷の中央）を見通した線との交点